



# 熊本県公報

第 1 2 2 6 6 号  
平成 25 年 11 月 15 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 特定調達契約に係る契約相手方の決定…………… (土木技術管理課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 肥料登録失効…………… (農業技術課) 6
- 熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則…………… (特別支援教育課) 7
- 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 9
- 文化財の指定…………… (文化課) 11
- 平成 2 5 年度第 1 回熊本県図書館協議会の開催…………… (熊本県立図書館協議会) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日熊本県告示 9 4 6 号(鳥獣保護区の期間更新)中…………… (自然保護課) 12

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 1 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 1 条の 1 4 第 1 項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 1 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
春蘭 八代市古閑中町 6 2 8 番 地	N P O 法人八代福祉開 発・集いの家 八代市古閑中町 6 2 8 番	地域移行支援、地域定 着支援	平成 2 5 年 1 1 月 1 日

	地 藤本 幸吉		
--	------------	--	--

**熊本県告示第 1 0 1 7 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
すまいるわーく 阿蘇郡南阿蘇村河陽 4 8 8 6 - 3	一般社団法人あおぞら福 社会 熊本市東区小峯三丁目 2 番 5 3 号 北里 小百合	就労継続支援 A 型	平成 2 5 年 1 1 月 1 日

**熊本県告示第 1 0 1 8 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
旭中央通りクリニック 八代市花園町 1 8 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
しもうら薬局 天草市下浦町字尾戸 2 0 0 3 番 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
すこやか堂薬局みよし店 合志市御代志 2 0 3 7 番 5	平成 2 5 年 1 1 月 1 日

**熊本県告示第 1 0 1 9 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
医療法人佳朋会脳神経外科小林クリニック 球磨郡錦町西 3 6 0 4 番地 1 0 6	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
新生堂薬局大津店 菊池郡大津町大津 1 2 1 1 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日

**熊本県告示第 1 0 2 0 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ウイング薬局	医療機関の所在地	宇城市松橋町き らら一丁目6番 5号	宇城市松橋町き らら一丁目6番 8号	平成25年9 月17日

**熊本県告示第1021号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字米田字山口平640番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山口平640番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1022号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市薄原字陳内878番1、891番、字石堀910番から912番まで、914番、915番、918番、919番、921番、928番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字陳内878番1・891番・字石堀911番・918番・919番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1023号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字水峠3541番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字水峠3541番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 0 2 4 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字海路字中尾 7 3 7 番、7 4 0 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中尾 7 3 7 番・7 4 0 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 0 2 5 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
健人堂株式会社	健人堂リハビリデイサービス	人吉市上林町 8 0 2 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	通所介護

**熊本県告示第 1 0 2 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
健人堂株式会社	健人堂リハビリデイサービス	人吉市上林町 8 0 2 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第 1 0 2 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇市大字小池字牧ノ内 322番55地先から 同所 322番53地先まで	前	18.9 ～ 21.6	43.0	災補道
			後	24.1 ～ 27.5		

2 区域を変更する期日 平成25年11月15日

**熊本県告示第1028号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野字的場 269番3地先から 同所 404番1地先まで	220.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年11月15日

**熊本県告示第1029号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字高砂 3851番2地先から 同所 3803番地先まで	220.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年11月15日

**公 告**

**熊本県公告第611号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称  
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム運営業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県土木部土木技術管理課  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年9月20日
  - 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社熊本支店  
熊本市中央区水道町8番6号
  - 5 契約金額  
235,200,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,200,000円）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号による。

**熊本県公告第612号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成25年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字井手口117番3  
496.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区健軍本町49番2-201号  
小川 紘一郎

**熊本県公告第613号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。  
 平成25年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第865号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	アルカリ分：53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	熊本県上天草市姫戸町姫浦3011 有限会社双葉工業所	平成25年11月5日
熊本県肥第1251号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分：53.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	熊本県上天草市姫戸町姫浦3011 有限会社双葉工業所	平成25年11月5日
熊本県肥第1354号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：53.0 可溶性苦土：6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	熊本県上天草市姫戸町姫浦3011 有限会社双葉工業所	平成25年11月5日
熊本県肥第1355号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	熊本県上天草市姫戸町姫浦3011 有限会社双葉工業所	平成25年11月5日

熊本県肥 第 1 3 5 6 号	生石灰	粒状苦 土生石 灰	アルカリ分 : 1 0 0 . 0 可溶性苦土 : 3 0 . 0	該当なし。	熊本県上天草市 姫戸町姫浦 3 0 1 1 有限会社双葉工 業所	平成 2 5 年 1 1 月 5 日
熊本県肥 第 1 3 5 7 号	消石灰	肥料用 消石灰	アルカリ分 : 6 5 . 0	該当なし。	熊本県上天草市 姫戸町姫浦 3 0 1 1 有限会社双葉工 業所	平成 2 5 年 1 1 月 5 日
熊本県肥 第 1 4 2 5 号	混合石 灰肥料	混合石 灰肥料	アルカリ分 : 5 2 . 0 可溶性苦土 : 1 0 . 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり。	熊本県上天草市 姫戸町姫浦 3 0 1 1 有限会社双葉工 業所	平成 2 5 年 1 1 月 5 日

**登載依頼**

熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

**熊本県教育委員会規則第 7 号**

熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立特別支援学校学則（昭和 4 1 年熊本県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のよ  
うに改正する。  
第 1 2 条の 3 の見出し中「認定就学者」を「小学校又は中学校に就学することが適当で  
ある」に改める。  
第 1 2 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「認定就学者として」を削る。  
第 5 号様式の 2 を次のように改める。

(第 5 号 様 式 の 2 )

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 様

県 立 ○ ○ 学 校 長  
氏 名 印

小 学 校 又 は 中 学 校 に 就 学 す る こ と が 適 当 で あ る と 思 料 す  
る も の に つ い て ( 通 知 )

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 通 知 し ま す 。

記

区 分	児 童 ( 生 徒 )	保 護 者	
氏 名			
住 所			
生 年 月 日		続 柄	
小 学 校 又 は 中 学 校 に 就 学 す る こ と が 適 当 で あ る と 思 料 す る も の の 障 害 の 種 類			
小 学 校 又 は 中 学 校 に 就 学 す る こ と が 適 当 で あ る と 思 料 す る 理 由			

第 6 号様式の 2 を次のように改める。  
(第 6 号様式の 2 )

(文書番号)  
年 月 日

(市町村) 教育委員会 様

熊本県教育委員会 印

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものについて (通知)  
このことについて、下記のとおり通知します。

記

区 分	児 童 (生 徒)	保 護 者	
氏 名			
住 所			
生年月日		続 柄	
小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものの障害の種類			
小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する理由			

附 則  
この規則は、平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 8 号

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則

する規則（昭和41年3月12日熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の別表を次のとおり改める。

熊本県立熊本聾学校	本校	聴覚障害者に対する教育	幼稚部		3年	を	
			小学部				
			中学部				
			高等部	本科	普通 産業工 芸 理容		3年 3年 3年
				専攻科	工芸 理容		2年 2年

熊本県立熊本聾学校	本校	聴覚障害者に対する教育	幼稚部		3年	に、	
			小学部				
			中学部				
			高等部	本科	普通 理容		3年 3年
				専攻科	理容		2年

熊本県立熊本支援学校	本校 江津湖療育医療センター分教室	知的障害者に対する教育	小学部			を
			中学部			
			高等部	本科	普通	
	高等部東町分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年

熊本県立熊本かがやきの森支援学校	本校 江津湖療育医療センター	知的障害者に対する教育	小学部			に、	
			中学部				
			高等部	本科	普通		3年
	高等部東町分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通		3年

	一分教室					
--	------	--	--	--	--	--

熊本県立松橋支援学校	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年
			高等部	本科	園芸 工芸	3年 3年

熊本県立松橋支援学校	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年
			高等部	本科	園芸 工芸	3年 3年
高等部氷川分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年	

熊本県立菊池支援学校	本校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	

熊本県立菊池支援学校	本校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	
		高等部山鹿分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則第3条別表に規定する熊本県立熊本聾学校高等部本科産業工芸科は、この規則による改正後の熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則第3条別表にかかわらず、平成27年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県教育委員会告示第9号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、次の（1）及び（2）の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成25年11月15日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

(1)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
----	--------	----	-------	-----

重要文化財 (工芸)	紅糸威腹巻 附鎧櫃	1 領	熊本県熊本市中央区二の丸 熊本県立美術館	公益財団法人永 青文庫
(2)				
種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (絵画)	竹林七賢図屏風	6 曲 1 双	熊本県熊本市中央区二の丸 熊本県立美術館	公益財団法人永 青文庫

(公 告)  
**熊本県立図書館協議会公告第1号**  
 平成25年度第1回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。  
 平成25年11月8日  
熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
 平成25年11月25日(月)  
 10時00分から12時00分まで
- 2 開催場所  
 熊本市中央区出水2丁目5番1号  
 熊本県立図書館 2階会議室
- 3 議題  
 報告・協議事項  
 ○熊本県立図書館の運営に関する事項について  
 ○その他
- 4 傍聴人の定員  
 10人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市中央区出水2丁目5番1号  
 熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課総務企画係)  
 (電話 096-384-5000)

**正 誤**

平成25年10月25日付け熊本県告示第946号(鳥獣保護区の期間更新)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	35	人吉・紅取鳥獣保護区	人吉・紅鳥鳥獣保護区